

令和元年度・第4回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和2年1月30日(木曜日) 午前・午後 1時30分				
開催場所	富士見市役所 第2委員会室				
会議時間	開会	午前・午後 1時30分	議長	吉野 欽三	
	閉会	午前・午後 3時00分			
出席者数	委員 14名 事務局員 8名				
出席委員	会長	吉野 欽三	委員	北村 善男	
	会長代理	池内 八十四郎	委員	富士原 雅博	
	委員	黒田 隆夫	委員	渋谷 善行	
	委員	梶 美智子	委員	高橋 博	
	委員	東海林 恵子	委員	塩野 浩	
	委員	南 絢子	委員	伊藤 哲洋	
	委員	茶木 俊明	委員	厚澤 茂男	
欠席委員	委員	濱田 英治	委員	小石川 幸代	
	委員	斉田 征弘			
参 与					
事務局	市民生活部長	清水 昌人	保険年金課副課長	長根 博明	担当書記
	収税課長	塩野 英樹	保険年金課主任	三村 崇	
	健康増進センター	望月 多恵	保険年金課主任	猪又 史子	
	保険年金課長	久保田 智子	収税課副課長	吉田 兼治	
会議録署名委員	梶 美智子 委員 東海林 恵子 委員				

◎諮問

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、本日の会議の前に、資料の確認と報告がございます。

まず、資料の確認ですが、先日お送りさせていただきました次第、資料1から3をお持ちいただいておりますでしょうか。

次に、本日配付させていただきました資料の確認でございます。まず、本日の次第、A4縦、ホチキスどめの令和2年度富士見市国民健康保険の概要について、それとA4縦、富士見市国民健康保険税の賦課限度額の改定について、それと封筒の4つでございます。封筒の中には、国保の姿、埼玉の国保が2冊ございますので、確認をお願いいたします。

また、本日、2号委員の濱田委員、斉田委員、4号委員の小石川委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまより令和元年度第4回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

(午後 1時30分)

◎会長挨拶

○保険年金課副課長 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長であります吉野様よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。そして、まだ1月中でございますので、改めまして新年おめでとうございます。昨年は大変皆さんにお世話になりました、ありがとうございました。本年もどうぞよろしく願いをいたします。

さて、前回、11月7日にこの協議会を開催した当時、大型の台風が襲来した関係か、インフルエンザの流行が例年よりも早くなっているような報道がございました。しかし、おかげさまで大きな流行には至っていないようで、ほっとしているわけですが、ここに来て、皆さんご存じのとおり、新型コロナウイルスの国内での感染拡大が心配されております。

この間テレビを見ておりましたら、地球温暖化とか、または国際化によって、疾病が世界中に広がる時代であると、これは覚悟しておかなければいけないし、そのときには気持ちをしっかりと持たないといけないというような報道もございました。そういったことを考えますと、この国民健康保険制度というものはこれからますます重要な制度になってくるのかなと思っておりますし、この富士見市の国民健康保険運営をぜひ皆さんのお力を借りながらよりよい運営をしていければ良いと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。

また、きょうは3件の諮問事項をお受けさせていただきました。どれも貴重な、または慎重審議、皆様、どうぞよろしく願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

市長不在の為、市民生活部長挨拶。

◎会議録署名委員の選出

○会長 それでは、ここで本日の会議録署名委員の選出を行います。

本日の会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に、梶委員、東海林委員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎諮問事項

○会長 それでは、早速議案に入らせていただきます。

(1)、諮問事項。諮問第1号 令和元年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○保険年金課副課長 それでは、皆さん、こんにちは。保険年金課副課長の長根でございます。今年度最後の国保運営協議会となりますが、皆さん、よろしく願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

諮問第1号、資料1になります。令和元年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について説明させていただきます。資料を1枚めくっていただきまして、A3横の資料となります。こちらの資料では、上段に歳入、下段に歳出の部分を記載させていただいております。今回の補正では、歳入歳出ともに1億371万1,000円の減額補正をお願いするところがございます。大きな要因といたしましては、医療費が減っているというところがございます。保険給付費の支出が見込みより少なかったことから、連動しまして県からの交付金も減額となるものがございます。

それでは、細かい部分の説明をさせていただきます。まず、下段の歳出からごらんください。1番目から5番目までの保険給付費、上から一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、一般被保険者高額療養費でございます。こちらが合計で1億1,900万円の減額をさせていただくものがございます。この要因といたしましては、当初予算を組むときに過去5年間の平均の伸び率をベースに保険給付費を試算しておりましたが、実際には被保険者数や1人当たり医療費が見込みを下回り、医療費の支払いが結果的に少なかったため、減額をさせていただくものがございます。

次に、6番、7番目の保健事業費でございます。合計で937万5,000円の減額をするものがございます。1つは、特定健診の委託料です。目標とする受診率まで届かなかったことから、補正をするものがございます。もう一つは、糖尿病重症化予防事業の負担金額の確定により補正をさせていただくものがございます。

8番目は、諸支出金でございます。2,466万4,000円の増額をするものがございます。これは、平成30年度の県からの保険給付費等交付金の精算に伴う返還金が生じたものがございます。

歳出は以上でございます。

上段に戻っていただきまして、歳入の部分でございます。1番目は、県支出金でございます。こちらは保険給付費に対しまして交付されるものがございますが、保険給付費が減額となる同額の1億1,900万円の減額でございます。

2番目と3番目につきましては、繰入金でございます。法定内繰り入れであります保険基盤安定繰入金、こちらの決算見込みにより2,442万円の増額補正、そうしまして、

歳出予算との調整のため、一般会計繰入金を913万1,000円減額し、歳入歳出ともに1億371万1,000円に減額補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○会長 それでは、ただいまの説明に対しまして質疑を受けたいと思います。

どなたか挙手をお願いいたします。 委員。

○委員 これは特定健康診査ですか、この受診者が伸びなかったというふうになっているのですけれども、事務局としてはその要因は何だというふうに考えていますか。

○会長 事務局。

○保険年金課副課長 当初予算の時に、目標とする受診率で高目に予算を取らせて頂いたわけなのですが、被保険者も少しずつ減り、様々な形でPR等はしているのですが、受診していただける方は受診しますが響かない方については、やはり受診していただけていない。こちらへのPRが足らなかったのではないかと考えております。

○会長 よろしいですか。

そのほかには。ありませんか。委員。

○委員 特定健診の受診率なのですけれども、これはいつも病院にかかっている検査をやっている人は、私はやらなくていいですという方が結構おられるのです。そういう方の計算というのは一体どうなっているのか。特定健診を受けなくて、定期的なところで血液検査等をしていらっしゃる方は多分受けないと思うのです。だから、そういう人をカウントしているのか、していないのか、それを踏まえて、落ちているのか、落ちていないのかというところは？

○会長 事務局。

○保険年金課副課長 一応、診療情報提供事業という形で、データをご提供いただける方につきましては、こちらの受診率にカウントしております。その数値につきましては、申し訳ありませんが、直近のデータを今把握していません。

○会長 委員、よろしいですか。

○委員 なかなか難しいところではないかと思うのです。あと、高齢者で、私はもう健康診断はいいのだとおっしゃる方も時々いるのです。あと、1年置きにやりたいとか、いろんな方がおられます。

○会長 では、よろしいですか。意見として受けとめさせていただきたいと思います。

そのほかには。では、どうぞ、事務局。

○保険年金課副課長 先ほどの診療情報提供事業ですが、昨年度の、30年度の実績は一応30名いらっしゃいました。

○会長 委員。

○委員 受けていらっしゃらない方の、なぜ受けなかったかという調査もやってみたらよかったです。例えば受けたくないとか、いつもよそにかかっているからいいのだとか、抽出でも結構ですから、ちょっと難しいかもしれませんが。

○会長 事務局。

○保険年金課長 では、今の委員の質問に対しまして、私から答えさせていただきます。

特定健診の受診率向上のためにさまざまな手段をとらせていただいているところなのですが、では受けない方になぜ受けないのかというアンケートを、ここ二、三年はとっていないのですけれども、5年ぐらい前に一度とった経緯がございます。そのときには、やはり皆様、受けに行く時間がないということと、あとは自分の健康に自信があるということでした。やはり国保の被保険者の方、どうしてもなかなか平日にお休みをとって

健診に行くということも難しいのかなというのは私どもも十分理解しておりますので、そういったところに関しましては、東入間医師会等々にも相談させていただきまして、個別検診ではなくて集団検診ということも議題には上っているのですが、ここについてはちょっとまだ医師会のほうと検討中ということで、なかなか進まないということが現状でございます。

先ほど副課長が説明しました診療情報提供事業というのが、委員からありました定期的に病院に通っている方で、ある程度健康診査の項目を網羅されている方については、本人の了承を得た上で特定健診の受診者とみなすという事業なのですが、こちらもここ3年間でやらせていただいていますので、受けない方を少しでも拾い上げる努力をしながら、健診の受診率は上げていきたいと考えております。

また、高齢の方につきましては、国保は74歳までの方、75歳以上は後期高齢者医療ですが、どちらも保険年金課で所管しておりますので、高齢者の方に対しても健診を受けてくださいねと、あと人間ドックもありますので、そちらでも良いので、受けていただきたいとPRさせていただきたくて予定でございます。

○会長 ほかに。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がないようですので、ここで討論を行いたいと思います。

討論のある方は、挙手をお願いいたします。

「なし」の声

○会長 ないようですので、討論がなければ採決いたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は承認されました。

続きまして、諮問第2号 令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。事務局。

○保険年金課副課長 それでは、続きまして、資料番号2、諮問第2号 令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算についてご説明をさせていただきます。

では、ホチキスどめのこちらの資料で、令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算についてご説明をさせていただきます。

まず被保険者数でございますが、ここ数年減少傾向が続いております。後期高齢者医療制度や社会保険へ移られる方が多くなっているというのが要因でございます。令和2年度予算では、対前年度比873人減の2万2,231人で試算をさせていただきます。

続きまして、歳入、2、保険税でございます。税率改定による増額よりも、被保険者の減少による影響等で減少を見込んでおります。予算額は20億7,970万1,000円で、対前年度比4,180万9,000円の減でございます。

次に3、普通交付金でございます。保険給付費に必要な費用額全額が県より交付されるものでございます。保険給付費の減少が見込まれるため、対前年度比1億994万6,000円減の65億4,538万9,000円と試算をさせていただきます。

次のページに移っていただきまして、4番目、一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金には、法で定められた法定内繰り入れ分として出産一時金や事務等繰り入れがございます。それ以外に法定外繰り入れ、これが赤字繰り入れと言われます保険税収入

等の不足分の2種類がございます。法定内、法定外含めると、3億1,345万5,000円を見込んでおります。純粹な赤字部分として、法定外と言われている部分は2億89万円を見込んでおります。

次に、歳出に移ります。5、保険給付費でございます。保険者が各医療機関に支払う保険者分の支払い部分でございます。対前年度比1億1,590万4,000円減の65億9,022万6,000円となっております。

6番目は、1人当たり医療費でございます。令和元年度予算では減少見込みとしましたが、前期高齢者の増加の影響などを考慮しまして、対前年比6,185円増の22万6,443円を見込んでおります。

ページを移っていただきまして、7番目、国民健康保険事業費納付金でございます。県のほうに各市町村が納める納付金の部分でございます。本市に示された納付金額は26億9,343万5,000円となっております。令和元年度と比べますと、約2億5,500万円減少しておりますが、これは埼玉県全体で必要とされる医療費の額が少なくなってきたこと、それと平成30年度に納めました納付金の決算の関係で剰余金が生じており、その剰余金を令和2年度で精算をするため、市に示される納付金の額が少なくなっていることによります。

続きまして、医療費適正化に向けた取り組みでございます。まず、継続事業になりますが、生活習慣病重症化予防対策事業でございます。この事業は、県内51市町が参加し、県が主導する事業となっております。糖尿病が重症化するリスクの高い被保険者を対象に受診勧奨、保健指導、これらを実施し、この取り組みによりまして人工透析への移行を防止し、医療費の増加を抑制することにつなげていくというものでございます。

次に、ジェネリック医薬品利用差額通知委託事業でございます。平成28年度から市独自で実施している事業でございます。医薬品をジェネリック医薬品に切りかえた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかという通知を送付しております。当初は国保連に委託をしておりましたが、年2回の通知でしたので、これを市独自にすることにより現在年6回の通知を行っております。

その次、健康マイレージ事業でございます。これは、平成29年度より実施している埼玉県健康マイレージシステムを活用した事業でございます。本市といたしましても市全体で実施している事業でございますが、国保加入の参加者に対しましては、特定健診を受診すると市独自のポイントを付与するなどしております。国保加入者につきましては、市全体の3割を見込んでおります。また、こちらの事業でポイント還元といたしましては、うさみん商品券やJAの商品券等のプレゼントがございます。

その次に、柔道整復施術診療費支給申請書点検業務委託でございます。平成30年度より実施の事業でございます。接骨院などのレセプトの内容について点検を行い、治療等の疑義が生じる対象者の内容確認を調査する委託業務でございます。対象の抽出条件は、記載されているとおりでございます。

ページを移っていただきまして、頻回受診者への勧奨でございます。平成30年度より実施の事業です。レセプトデータを抽出いたしまして、重複投薬者、また頻回受診者へ文書を送付させていただいております。また、自宅訪問を行い、状況確認なども行っております。対象の抽出条件は、記載されているとおりでございます。

次に、特定健康診査受診率向上のための事業でございます。特定健康診査診療情報提供委託事業、特定健診未受診者への勧奨、特定健診事前勧奨がございます。内容につきましては、記載されているとおりでございます。

次に、新規事業といたしまして健康セミナー、こちらはR I Z A Pへ講師の派遣を依頼いたしまして、健康に関する講義とトレーニング体験を行うものでございます。

それから、最後に新規予算といたしまして、税制改正に伴うシステム改修費がございます。令和3年度より税制が改正されまして、基礎控除額等の取り扱いが変わることへの対応となります。

以上、概要について説明をさせていただきました。

続きまして、A3横の資料のほうで説明をさせていただきます。1枚目の事項別明細書、こちらをご覧ください。上が歳入、下が歳出でございます。昨年度と比べまして、約3億9,115万7,000円減の95億712万8,000円と歳入歳出予算を提出させていただくものでございます。

歳出、こちらの部分の3番目、国民健康保険事業納付金でございますが、26億9,343万5,000円が本市に示された納付金でございます。納付金の原資につきましては国民健康保険税でございますが、保険税予算額は上記の歳入の部分で20億7,970万1,000円、不足する部分につきましては、県の支出金等の公費、それから法定外繰り入れ等で補いまして、納付金を納めているというのが現状でございます。また、歳出の予備費、それから歳入の繰越金、こちらの項目につきましては段階的に縮小という形でしておりまして、昨年度より金額が少なくなっております。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、予算書のほうで説明をさせていただきます。まず歳入の国民健康保険税でございます。令和2年度の税率改定で税率が約4.8%増えており、賦課方式がこれまでの4方式から2方式と変わります。令和2年度の調定額は、昨年に比べ約4,180万円減の20億7,970万1,000円となっております。要因といたしまして、税率改定による影響がプラスとして約8,300万円、被保険者減少の影響といたしましてマイナスの約7,800万円、収納率の増加による影響がプラスで約1,500万円、滞納繰り越し分という項目がございますが、こちらによる影響がマイナスで約6,200万円となっております。

続きまして、2番目の国庫支出金でございます。災害臨時特例補助金でございますが、これは東日本大震災に係る税減免への補助でございます。

3番目、県支出金でございますが、特別交付金につきましては、市が行う医療費適正化の努力や保健事業等、こちらに対する補助でございます。

次に4番目、繰入金でございます。一般会計繰入金の減が大きいのですが、概要のところでも説明させていただきましたとおり、埼玉県に納めるべき納付金の額が少なくなった、こちらによる影響が大きいものとなっております。

ページをめくっていただきまして、5番目、繰越金でございます。歳出の予備費とあわせて、縮小という形で計上させていただいております。今後につきましては、近隣市町の状況等も注視して決定していきたいと思っております。

その下、諸収入です。こちらにつきましては、不当利得、第三者行為等によるものですが、実績に応じて試算をさせていただいております。

歳入については以上でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、歳出の部分に入ります。歳出につきましては、新規予算を中心に説明をさせていただきたいと思っております。まず、総務費でございます。1の総務管理費の中の委託料、12の委託料というところがございますが、こちらの説明及び算出基礎という右側の欄の中をご覧ください。この中に、税制改正対応システム改修業務委託というものがございます。こちらは、概要でも説明させていただきました。

た、令和3年度から変わる税制に対応したシステム改修費となっております。

次に、その1個下の段、オンライン資格確認システム負担金、これは令和3年3月に始まりますオンライン資格確認、こちらの、実際にその運用に当たる負担金を支払うものでございます。

続きまして、2番の徴税费、この中の12、委託料、この中にLINE Pay 収納代行委託とあります。こちらにつきましては、多様な収納ツールという形で新規で増えたものでございます。

次のページに移っていただきまして、こちらの保険給付費でございます。昨年に比べまして、約1億1,600万円減の65億9,022万6,000円でございます。積算としましては、過去5年間の決算の平均に被保険者数の減少率等を予測して試算をさせていただいております。こちらの中、やはり1人当たり医療費というものが大きな影響の要素となっております。

ページをめくっていただきまして、国民健康保険事業費納付金でございます。県が市町村ごとに、総所得、それから総医療費、年齢調整などから算定して、各市町村に提示してくるものでございます。本市におきましては、26億9,343万5,000円となっております。

続きまして、共同事業拠出金でございます。こちらは、年金受給者リストを国保連で作成をしておりますが、そちらの作成費用という形になっております。

その次、保健事業でございます。ページを移っていただきまして、2番、保健事業費の2、保健衛生普及費、12、委託料、こちらにございます健康セミナー委託業務、先ほどお話しさせていただきましたRIZAPの関係で約29万円を計上させていただいております。

続きまして、公債費でございますが、昨年より額が増えているのですが、こちらにつきましては、借入れの上限額が変わったため、金額が変わっております。

その下、諸支出金については変更ございません。

予備費につきましては、埼玉県からの指針に基づきまして規模を縮小しております。

以上でございます。

○会長 それでは、ここで質疑を受けたいと思います。

どなたか挙手をお願いいたします。委員。

○委員 保険の概要の中で、ジェネリック医薬品利用差額通知委託事業というものを平成28年度から開始しているということなのですが、ジェネリック医薬品というのはテレビなどでも結構PRしたり広報等されていて、結構浸透しているのではないかと思うのですが、年2回から6回発行していてこの費用に関して200万から支出されているのです。歳出、項1の4,220万2,000円。この辺ですけれども、通知をしている効果というのを教えていただきたい。受け取った側がどのように変わっていったと思うのですけれども、私もジェネリックにいたしました。年6回というのは、同じ人に年6回ですね。だから考え方として、これだけかける効果がどうなのかと思うのですが、この予算を使う事業、例えば特定健診は同時にかん検診ができますよね。大腸がんとか肺がんとか受診できますので、その辺の軽減に充てるとか、違う事業に充てていったほうがより効果的な予算の使い方かなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課副課長 ジェネリックについてですけれども、回数は確かに6回に増えていまして、その時の薬剤の使用実績から該当する人に対して通知を行っておりますので、

確かに6回、同じ人に行く場合もあるのですけれども、該当しなければ同じ人に続けては行かないという形になっております。

また、その効果というところですが、実際にジェネリックの使用の部分でいいますと、今年度の例えば4月から12月までが直近のデータになるのですが、こちらのところで今ジェネリックとしての効果が出ていますのは、薬剤費に対しまして、大体9カ月分で9,000万ぐらいとなっています。

- 委員 医療費が少なくなっている。
- 保険年金課副課長 ジェネリックによる軽減効果額です。
- 会長 委員。
- 委員 それは、国保から払う医療費が少なくなっているということですか。
- 保険年金課副課長 先発品を使っていたならばこの金額になるはずだというところが、実際にジェネリックを使っている、その金額の差を、理論上ですけれども、積み上げていくと、9カ月で9,000万円ぐらい下がっています。ただ、今ジェネリック使用率が大体80%ちょっとぐらいとなっているのですけれども、これが100%となれば、さらにもっと上乗せできるような状態にはなるので、こちらのほうとしましては、通知をすることで、継続的にやることで、ジェネリックに切りかえていただけるようにPRをしていくというような形になります。
- 委員 済みません。ありがとうございます。80%は随分、効率、効果としては上がっているわけですね。
- 会長 それでは、そのほかに。委員。
- 委員 新規事業の中でRIZAPですか、そのあれなのですが、どのような開催方法というのでしょうか、80名という限られた人数だと思うのですが、数値が余りよくない人をリストアップして、いかがですかというような勧奨をするのですか。どういうふうに、ただの、広報か何かで募集をして、参加したいという人のあれを募るのでしょうか。
- 会長 事務局。
- 保険年金課副課長 基本的には公募の形になりますが、ただ、やはりターゲットにしたのは比較的若目な方、特定健診の受診率とも関係もあるのですけれども、なかなか市のやっている事業に参加してくださらない世代とか地域の方とか、そういったところの人たちをいかに取り込むかというような形で新しい事業を検討した結果、ちょっと一回やってみようという形になっております。
- 会長 そのほかには。委員。
- 委員 1点だけ、わかるかどうかちょっと心配なのですけれども、生活習慣病重症化予防事業負担金についてです。主体というか、主導が県でやっているのです、中身は見えませんが、結果として資料でいただいた3ページに、実際に対策事業で富士見市の対象者は勧奨が120人、指導が108人、実際に指導同意者が11人ということで、1割程度に対して負担金が富士見市の場合は770万円出しているのです。全県でいえばもっと膨大な額になっていると思うのですけれども、重症化する前に対策を講じるのが非常に大事なことだと思いますし、特定健診とかジェネリックもいろいろな手段で啓発に努めることが大事なのですが、何年かたって、対策としての取り組みはいいのですが、結果として非常に少ない同意者となってしまっているということで、その辺は何か検証しているのかどうかというのはわかりますか。で、難しいと思うのですが、やはり多少検証すべき取り組みではないか。先ほどの特定健診とか人間ドックもそうですけれども、その辺はご意見としてちょっと頭に入れておいてください。私は希望を言っているだけ

で、ここでこういう意見がありましたということで県に伝えてほしいです。

- 会長 質疑を受けているのですが、それはもしよろしければ、討論とか、そういったところでやっていただければありがたいなと思っております。何か質問というような形で、どうでしょう、事務局。
- 保険年金課長 まさに今、委員ご指摘のとおりのことを事務局等も思っておりまして、県主導の事業ですが、負担金額を同意者で割っていただくと1人当たりが幾らかというのが出てきてしまう事業なので、主管課長会議等でも、その効果はどうかの話をしています。また、平成27年からの事業なので、データがやっとそろってきたというところもあり、県が大学や研究所等を巻き込みまして、各市町村の様子というか、検証を行っているということで主管課長会議等でのお返事はいただいているのですが、この事業の中身をどう濃くしていくのか、誰に対する事業なのかということも含めまして、そこは県にしっかりと意見は言っておきたいと考えております。
- 会長 そのほかには。委員。
- 委員 特定健康診査の委託料のところなのですけれども、前年度の予算が、当初では6,970万ちょっとですか、今年度は当初では6,800万、それで先ほどの補正予算のところでは6,200万に減額になっていますよね。でも、減額したにもかかわらず、今年度の当初予算では600万、またプラスになっているのですよね。この辺の考え方、先ほどの補正予算のところではPR不足もあったというふうなご返事をいただいたのですけれども、それにしても多いかと、600万プラスというのとは思ったのです。何かあるのですか、これは。
- 会長 事務局。
- 保険年金課副課長 確かに今年度のところで、補正のところで減額という形をお願いをさせていただいているところではあるのですけれども、一応、当初予算におきましては、少し目標を高く持ちまして、こちらの額を計上させていただいております。また、RIZAPとか新しい施策も盛り込んでございますので、PRのほうをあわせて強化していきたいと思っております。
- 会長 委員。
- 委員 例えば、これは質問になるかどうか分からないのですが、PRの方法として、いろんな各種団体がありますよね。文化協会だとか、文化、スポーツの。そういうところの団体にもお願いしてみたらどうかと、私は個人的には思うのですけれども、いかがでしょうか。会員の方はいっぱいいると思うのです。
- 会長 事務局。
- 保険年金課副課長 そうしましたら、委員ご指摘の他の団体にもこちらのほうから依頼をできるかどうか、ちょっと検討していきたいと思えます。
- 会長 そのほかには。委員。
- 委員 特定健康診査のところで、事前に勧奨委託ですとか特定健診受診勧奨とか、同じような言葉で費目が違って出てくるのですけれども、この予算書、私たちが見ても分かり難いのです。それで、実際に市民の方に対してどのようなことをやって、受診勧奨をするのかをもうちょっと具体的に教えていただきたいと思うのです。というのは、それによって受診率にもつながるし、その後の保健指導ですか、そちらにもつながると思うのですが、ちょっと分かりにくい部分があって教えていただきたいのと、再度の保健指導につながったときに費用対効果ですか、それが余り良くないのではないのかなと思いましたが、ちょっと中身を教えていただきたいのと、どのようにお考えかをお聞かせ

いただきたいと思います。まず、保健事業費の委託料のところにて特定健診受診勧奨委託というのがあります。その次に保健事業費の委託料のところにて特定健診事前勧奨業務委託、事前勧奨は何か、スマホでどうかとあったのですけれども、どう違うのかな。事前にやるのと単に受診勧奨するのと、ちょっと教えてください。

○会長 事務局。

○保険年金課副課長 まず、特定健康診査委託料のところにある特定健診の受診勧奨委託のほうなのですけれども、こちらの受診勧奨委託は、当該年度に受診していないと確認された方に対して、受診してはどうかという形の通知を送るものがこの受診勧奨委託になります。

それに対しまして、保健衛生普及費の事前勧奨業務のほうなのですが、こちらは39歳の方を対象に、40歳以上が健診のほうになりますので、特定健診の対象でない人に対して、なる直前、その方たちに、こういうのがありますよという形でPRをしまして、特定健診に興味を持ってもらおうという形の内容のもので、実際にはスマホd e ドックを行います。

○会長 どうでしょう。よろしいですか。委員。

○委員 39歳の方に限ってやると、特定健診になるのですか。

○保険年金課副課長 ならないです。

○委員 ならないのですよね。

○会長 事務局。

○保険年金課副課長 名称的に特定健診の事前勧奨についてはおりますが、特定健診の対象ではないので、特定健康診査の費用の中には含めることができず、それ以外の保健衛生普及費というところの中に計上してあるという形になります。

○会長 委員。

○委員 判りました。ありがとうございます。要は、事前に特定健診を次の年に受けられるようにとか広くPRする意味を含めてということですね。ただ、ごめんなさい、費用対効果としてはどうなのかなというのが、ちょっともったいないかなという気がいたしましたので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 まず、ご指摘いただいた科目の名前なのですが、確かに分かりにくいところがありますので、令和3年度の予算に関しましてはもっと分かりやすい、スマホd e ドックとそのまま入れる等、ちょっと考えさせていただきます。

この特定健診事前勧奨スマホd e ドックにつきましては、今事務局から説明させていただきました39歳の被保険者を対象に、特定健診もありますよということで、特定健診の受診率向上の一つではあるのですが、特定健診の受診率だけを上げればいいのかということではないので、全体的に見て、特定健診は受けないけれども39歳の時にちょっと病気が分かたらお医者さんに行ってみようかなとなれば医療費の適正化、なるべく事前に病院に行っていたらいいということも込めまして、この事業をやらせていただいています。ですので、費用対効果と言われてしまうと39歳の方限定でどうなのだとか、事務局でも様々なことがあったのですけれども、やはり39歳、40歳を超えると病気が多くなってくるということも聞きましたので、39歳にさせていただいた経緯がございます。まだ今年度から始めまして2年目ですので、では39歳だけではなくて、もうちょっと下にいったらどうなのかということも、増進センター等の、市民の健康ということもありますので、そちらとも協議は必要かなと思っているところです。

○会長 そのほかに。

「なし」の声

○会長 それでは、ないようですので、質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、それでは採決をいたします。

諮問第2号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は承認されました。

続きまして、諮問第3号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課副課長 それでは、続きまして、資料番号3、諮問第3号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

こちらの内容ですけれども、国民健康保険税の賦課限度額につきまして、地方税法施行令第56条の88の2に合わせるため改正を行うものでございます。

賦課限度額を引き上げることにつきましては、高額所得者の方に対しましては負担をしていただくこととなってしまいますが、逆に中間所得者層の方たちの負担を和らげるという効果がございます。以上でございます。

○会長 それでは、諮問第3号につきまして質疑を受けます。

ありませんか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決をいたします。

諮問第3号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は承認されました。

◎その他

○会長 次に、その他の関係でございますが、委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。

「なし」の声

◎会議録の確認

○会長 ないようですので、それでは会議録の確認をさせていただきます。

会議録の確認ですが、後日会議録がまとまり次第、梶委員と東海林委員に署名をお願いしたいと思います。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長代理の池内委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○会長代理 皆様、改めましてこんにちは。大変お忙しい中をご参加いただきまして、ま

ことにありがとうございました。

令和2年度の予算の絡んだ審議でございました。大変多くのご意見をいただきました。今後、国保運営に反映していただけるようお願いをしたいと思います。

また、皆様、大変暖かい日が続いていますけれども、健康に十分注意していただいて、頑張ってくださいと思います。どうも、きょうは大変ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

(午後 3時00分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。